資料№.８

区連会 11 月定例会資料
令和８年 11 月 20 日
地　域　振　興　課

令和９年度改選　委嘱委員の推薦について【協力依頼】

１　趣旨

現在、各地域で御活躍いただいておりますスポーツ推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進員、消費生活推進員の方々の任期が、令和９年３月 31 日をもって満了となります。皆様に心より感謝を申し上げるとともに、新たに各委員を委嘱するため、候補者を推薦していただきますよう、自治会町内会長のご協力をお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長宛て資料を送付します。
連合町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】自治会町内会長宛て資料を送付します。
自治会町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いします。

３　依頼事項

(1) 各委員候補者の推薦
(2) 推薦名簿の提出

４　提出期限及び提出先

(1) 提出期限　　令和９年２月 19 日（金）
(2) 提出先　　各委員所管課

５　任期・職務・推薦人数・基準等

別紙資料１「令和９年度改選　委嘱委員一覧」のとおり。委員ごとにご確認ください。

６　問い合わせ先

委員所管課にお問い合わせください。

委員	所管課	連絡先
スポーツ推進委員	地域振興課	045-894-8395
環境事業推進委員	資源循環局栄事務所	045-891-9200
保健活動推進員	福祉保健課	045-894-6964
明るい選挙推進員	総務課	045-894-8315
消費生活推進員	地域振興課	045-894-8391

裏面あり

7　添付資料

資料１　令和９年度改選　委嘱委員一覧

資料２　各委員説明資料（推薦書を含む）

- スポーツ推進委員　（資料２－１）
- 環境事業推進委員　（資料２－２）
- 保健活動推進員　（資料２－３）
- 明るい選挙推進員　（資料２－４）
- 消費生活推進員　（資料２－５）

【各委嘱委員制度担当】

①　スポーツ推進委員
にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課　高橋、柄澤
電　話：045-671-3287
メール：nw-suposui@city.yokohama.lg.jp

②　環境事業推進委員
資源循環局喫煙対策・美化推進課　望月、若山
電　話：045-671-3817
メール：sj-ktbika@city.yokohama.lg.jp

③　保健活動推進員
健康福祉局健康推進課　和賀登、西、伊原
電　話：045-671-2454
メール：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp

④　明るい選挙推進員
選挙管理委員会事務局調査課　荻野、竹内
電　話：045-671-3337
メール：sk-chosa@city.yokohama.lg.jp

⑤　消費生活推進員
経済局消費経済課　小山、谷藤
電　話：045-671-2584
メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和９年度改選　委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	環境事業推進委員
所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	資源循環局喫煙対策・美化推進課
任期	２年	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での３Ｒ行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	各自治会町内会につき１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（自治会町内会で必要な人数）	原則自治会町内会で１名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
推薦基準	(1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和９年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方 ※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満	なし

資料１

委嘱委員名	保健活動推進員	明るい選挙推進員
所管課	健康福祉局健康推進課	選挙管理委員会事務局調査課
任期	２年	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) 健康づくり活動（活動例：健康チェック、ウォーキングイベントの開催等） (2) 介護予防や子育て支援など地域の実状にあわせた活動（活動例：介護予防体操サロン、赤ちゃん教室の開催等） (3) 区役所等の健康づくり事業への協力	(1)平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2)選挙啓発に関する各種事業への参加 (3)選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施
推薦人数	各自治会町内会につき１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数	自治会町内会で１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）
推薦基準	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方 (2) 任期の２年間をとおして活動ができる方 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方 (5) 委嘱日（令和９年４月１日）、原則 78 歳未満の方	(1)明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2)上記の活動等に積極的に参加できる方。
年齢要件（上限）	原則 78 歳未満	なし

委嘱委員名	消費生活推進員（実施区）
所管課	経済局消費経済課
任期	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	１．消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発 ⑴消費者被害未然防止・拡大防止等、消費生活に関する啓発講座等の開催 ⑵地域の見守り活動への参加 ⑶環境に配慮した購買行動の促進 ⑷情報紙の発行・回覧、パネル展示等の広報活動 ２．消費者と事業者の交流促進 商店街・メーカー等との意見交換・懇談会
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会等からの推薦）
推薦基準	令和９年４月１日現在、18 歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件（上限）	なし

資料２－１

第 36 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

１　趣旨

横浜市では、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、地域におけるスポーツ振興を推進するため、スポーツ推進委員を委嘱しています。

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和９年３月 31 日をもって満了となることから、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に候補者の推薦をお願いいたします。

２　任期（委嘱期間）

２年間（令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日）

３　職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第２条 抜粋）

(1)　スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
(2)　スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
(3)　スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

４　推薦人数

地域の実情に応じた自治会活動に必要な人数を推薦してください。
（自治会町内会または地区連合町内会からの推薦）

※ 人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。

※ スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、御活用ください。

５　推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。
※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

(1)　18 歳以上の横浜市在住の方
(2)　委嘱時（令和９年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
(3)　社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
(4)　地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
(5)　スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

6　依頼時期

11 月下旬から 12 月上旬までに区地域振興課から依頼文書を送付します。

7　提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）

8　推薦報告書の提出期限及び提出先

(1)　提出期限　　令和９年２月 19 日（金）

(2)　提 出 先　　栄区地域振興課生涯学習支援係

（同封の返信用封筒で郵送又は区役所本館４階47番窓口にて御提出ください。）

9　配布資料

(1)　横浜市スポーツ推進委員チラシ

(2)　横浜市スポーツ推進委員の職務概要

(3)　横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）

(4)　紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

担当：栄区地域振興課 生涯学習支援係
山崎、礒部
電話　894-8395　FAX 894-3099
Email　sa-sports@city.yokohama.lg.jp



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！



さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！





**小学生スポーツ
フェスティバル**

夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



スポーツ推進委員（スポ推）とは？

・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から２年の任期で委嘱されて活動しています。
・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
（自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください）
・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくはこちらへ

自治会・町内会長の皆様へ

・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて楽しいし、新しいことができます！



地域の情報が得られて、いつも新鮮でおもしろいですよ！



子どもの頃の体験は地域の人々のおかげだと気づきました。地域への恩返しと思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10　電話 045-671-3287　FAX 045-664-0669

令和６年10月発行

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

１　役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、**横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割**を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、**地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割**を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

２　スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

(1)　地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施

(2)　すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興

(3)　総合型地域スポーツクラブの育成・支援

(4)　文化・スポーツクラブへの参画

(5)　その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

(1)　区のスポーツ事業

ア　区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等

イ　スポーツ・レクリエーションに関する研修事業

ウ　その他、区で行うスポーツ事業

(2)　市のスポーツ事業

ア　スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会

イ　地域の指導者として必要な研修事業

ウ　横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業

エ　その他、横浜市で開催される国際競技大会等

第１号様式（第４条第２項）

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒 区		（自宅） （携帯）
Ｅメール※		

スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技　※
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

紹介シート

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員　・　会長

【差出人】

自治会／町内会　・　地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、自治会町内会活動に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員としてご尽力いただける方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただきたくお願い申し上げます。

【候補者選出届】※太枠は必須事項です。

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　か月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
Ｅメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
□ 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

取得した個人情報は、横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会における連絡調整の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

資料２－２

区連会 11 月定例会資料
令和８年 11 月 20 日
資源循環局喫煙対策美化推進課

自治会・町内会長　各位

横浜市長　　原澤　敦美

令和９・10 年度　横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和９年３月 31 日に満了を迎えることとなりました。
つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

１　任期（委嘱期間）
令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（２年間）

２　環境事業推進委員の主な活動
（１）街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
（２）地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
（３）ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
（４）地域と行政機関との連絡調整や情報提供

３　推薦基準
（１）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
（２）２の活動に関心のある方

４　推薦人数
貴自治会・町内会から原則１名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。
また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

５　推薦書の提出期限
令和９年２月 19 日（金）まで

６　提出先
資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

７　今後のスケジュール
令和９年４月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。
推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

８　添付資料
（１）推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
（２）環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局栄事務所
〒247-0013　栄区上郷町 1570 番地 1、電話 891-9200
担当：横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課
望月、若山　電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

資源循環局長

（推薦者職氏名）
自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会町内会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 □ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

事務所記入欄
受付日：令和　　年　　月　　日、　入力日：令和　　年　　月　　日、　W チェック：□
受付者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、　委嘱予定日：令和　　年　　月　　日

地域で清掃活動



集積場所で分別啓発





プラごみ削減キャンペーン



地域で啓発活動

環境事業推進委員は「GREEN LEADER（グリーン リーダー）」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（集積場所掲示物等）



連絡協議会

環境事業推進委員とは…

どんな立場？

　自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
　それぞれの地域で、資源循環の取組（ごみ減量・資源化）、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

　令和９年４月１日～令和11年３月31日　（２年間）



３Ｒ月間イベント

活動は？

・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
・地域清掃や美化キャンペーン
・地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。

脱炭素って？

　今、地球上では、CO_2（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起こっています。温室効果ガスの大半を占めるCO_2は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。
　脱炭素社会の実現に向けて、３Ｒの推進や省エネなど、CO_2排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、
以下の支援をしています。

活動の手引き



研修会



〇研修会／参考資料の配布
　・委嘱式時に研修会を実施
　・毎年1回程度全体研修会を実施
　・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
　・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付
〇Web
　・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載
〇活動費の助成
　・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ

環境事業推進委員　検索

問合せ　横浜市 資源循環局 栄事務所　TEL891-9200　横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課　TEL671-3817

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

資料２－３

栄 福 第 1111 号
令和８年 11 月 12 日

自治会町内会会長　各位

横浜市 栄区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、地域の健康づくりを推進するため、約 3,400 名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいており、健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいています。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和９年３月末日に任期満了となります。つきましては、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次期の保健活動推進員について御推薦くださいますようお願い申し上げます。

１　任期

２年間（令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで）※再任可

２　保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。
詳しくは添付の**「保健活動推進員について」**を御覧ください。

３　推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
(2) 任期の２年間をとおして活動ができる方
(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
(5) 委嘱時（令和９年４月１日現在)、原則 78 歳未満の方

４　推薦依頼人数

各自治会町内会から**１名以上**の推薦をお願いします。

５　推薦方法

添付**「保健活動推進員推薦名簿」**により区長へ推薦してください。

※名簿には個人情報が記載されていますので、取扱いには十分御注意ください。

６　推薦の期日および提出先

(1) 推薦の期日　　**令和９年２月19日（金）必着**

(2) 提　出　先　　栄区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

※推薦の期日を過ぎてご提出される場合は、下記担当まで御一報をお願いします。

７　お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講した上で、活動していただきますので、２年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、**２年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。**

担当：栄区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係
門脇、志田、嘉藤
電話：045-894-6964　FAX：045-895-1759
E-mail:sa-kenkou@city.yokohama.lg.jp

令和　　年　　月　　日

横浜市　　区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名　　電話番号

保健活動推進員推薦名簿

（任期：令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日）

保健活動推進員について、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所（町名から）	電話番号	年齢 R9.4.1 時点	新任・ 再任の別
				新 再
				新 再

【お願い】

推薦内容に変更がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、手続きをとってください。名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること

(2) 任期の２年間をとおして活動ができること

(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること

(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること

(5) 委嘱時（令和９年４月１日)、原則 78 歳未満であること

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。

個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

保健活動推進員について



保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら市民の健康づくりに役立つ活動をしています。横浜市では自治会町内会等の推薦により市長が委嘱した約 3,400 人の保健活動推進員が活躍しています。

活動内容

（1）健康づくり活動の実践

【 栄区の活動内容 】

- 健康測定、ウォーキング、体操教室、健康講座、運動の集い（卓球、ボッチャなど）など
- 健康に関する普及啓発（健康づくりの必要性、健康診査・がん検診の受診勧奨など）

（2）全世代に向けた健康づくりの大切さを伝える

① こ ど も　世　代…地域のお祭りやイベントで健康に関する知識の啓発
② 働き・子育て世代…生活習慣病予防のための啓発やけんしんの受診の啓発など
③ 高 齢 者　世　代…フレイル予防、介護予防、けんしんの受診の啓発など
各地区の実状にあわせた活動を展開しています！

（3）区役所等の健康づくり事業への協力

区民まつりでの出展、啓発キャンペーンなど



▶保健活動推進員の活動の様子は、区のホームページで紹介しています。ぜひ、ご覧ください。

栄区 保健活動推進員会　検索

任期等

２年間（令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで）※ なお、再任は妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方

(1) 健康づくりや、地域での活動に関心がある方
(2) 任期の２年間をとおして活動ができる方
(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
(5) 委嘱時（令和９年４月１日現在）、原則 78 歳未満の方

活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

あなたの力を、いま

保:活 に。



あなたの力で、地域のみんなをもっと健康に。
横浜市では、いま保健活動推進員を求めています。

横浜市保健活動推進員会

Q 保健活動推進員とは？

保健活動推進員とは、市長から委嘱された地域の健康づくりのリーダーです。
区役所と協力しながら市民の健康づくりの推進のために活躍しています。

Q 活動内容は？

● 健康づくり活動
【活動例】健康チェック、ウォーキングイベントの開催、健（検）診受診や禁煙に向けた啓発

● 介護予防や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動
【活動例】介護予防体操サロンの開催、赤ちゃん教室の開催

● 区役所等の健康づくり事業への協力

Q どんな人がなれるの？

次の要件を満たし自治会町内会等の推薦を受けた方（横浜市民）を、市長が委嘱します。

● 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
● 任期の２年間を通して活動ができる方
● 委嘱日の属する年度の４月１日現在で原則 78 歳未満の方



渡辺会長（西区）

初めての活動には、不安を感じる方も多いと思います。私もそうでした。しかし、保健活動推進員の活動は、一人で頑張るものではありません。「これならできるかな」と思えることから始め、無理なく自分のペースで続けてください。活動を通じて少しずつ興味や活動の幅を広げながら、仲間と支え合って活動していきましょう。



久保会長（保土ケ谷区）

保健活動推進員は、行政と地域住民をつなぐ架け橋として、健康に関する情報を地域へ届ける大切な役割を担っています。活動を通じて健康づくりに貢献できるだけでなく、地域の仲間とのつながりも広がります。まずは一歩踏み出してみませんか。皆さんと一緒に、地域の健康づくりを進めていきましょう。



原田会長（緑区）

あなたの人生で、健康は何番目に大切ですか。健康は、いきいきとした毎日を送るための大切な土台です。保健活動推進員として地域の健康づくりに取り組むことは、自分自身や家族の健康への関心を高めることにもつながります。ぜひ私たちと一緒に、健康づくりの輪を広げていきましょう。

詳しい活動内容等は、ホームページをご確認ください。 横浜市保健活動推進員 検索

発行：横浜市健康福祉局健康推進課
045-671-2454 kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp
横浜市保健活動推進員会

資料２－４

区連会 11 月定例会資料
令和８年 11 月 20 日
総　　務　　課

各自治会・町内会長　様

栄区明るい選挙推進協議会
会長　　田中　貞代

栄区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について（依頼）

晩秋の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから明るい選挙推進運動につきまして、種々御協力いただき厚くお礼申し上げます。

明るい選挙推進協議会は、不正のないきれいな選挙と投票総参加の実現を目的に、自主的な選挙啓発活動を行う団体です。

さて、このたび御活躍いただきました、第 20 期推進員の任期が令和９年３月 31 日をもって満了となります。

つきましては、明るい選挙推進運動の推進を図るとともに投票率の向上に向けて、第 21 期推進員の御推薦を次によりお願い申し上げます。

１　推薦人数及び推薦方法

（１）各自治会・町内会単位で、１名を目安として御推薦をお願いします。
（２）希望者が多数の場合は、１名を上回って御推薦いただいても構いません。
（３）再任は可能です。

２　任　　期

令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日

３　推薦基準

（１）明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方
（２）活動等に積極的に参加できる方

４　活動内容

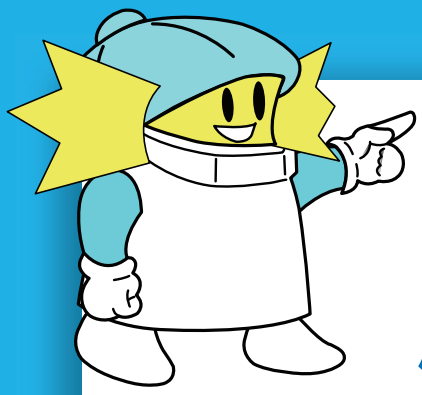
別添「活動紹介チラシ」を参照

５　推薦名簿の提出

同封の推薦名簿に御記入の上、返信用封筒にて **令和９年２月 19 日（金）** までに御返送いただくようお願いいたします。

（事務局）栄区役所総務課統計選挙係
伊藤、五十嵐
電話 894－8315　FAX 895－2260
Ｅメール sa-toukei@city.yokohama.lg.jp

「明るい選挙推進員」とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

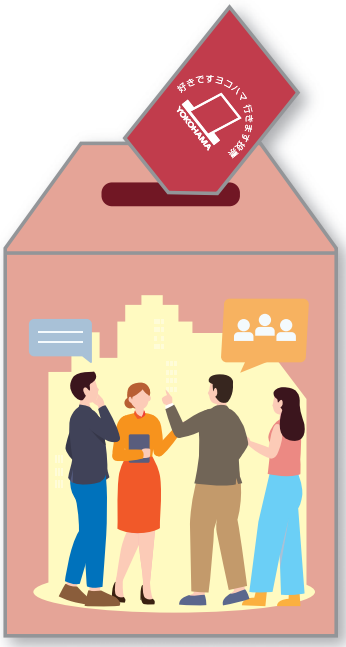
民主主義の
健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



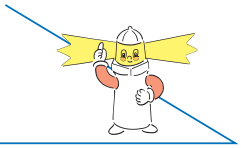
有権者がこぞって
投票に参加すること



有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を
見る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

- 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



横浜市選挙管理委員会キャラクター 「イコット」

栄区明るい選挙推進員　募集

あなたの声かけが地域の一票につながります

推進員ってどんな活動をするの？

① 選挙時の啓発活動

投票日の周知のため、駅前や商業施設などで街頭啓発を行います。

●投票参加の呼びかけ

●啓発物品の配布



② 期日前投票所の立会い

公正な選挙を支える活動です。

●投票所の運営状況の確認

●投票が適正に行われているかの見守り

※事前に資料をお渡ししますので初めての方でも安心です。



③ 地域での話し合い活動

身近な地域で「投票しやすい環境づくり」などについて意見交換を行います。

●地域課題の共有

●投票参加を促すアイデアの検討

●地域の皆さんとの交流



④ 研修・見学会への参加

選挙や政治への理解を深めるため、施設見学会や研修会を開催しています。

●選挙に関する施設見学

●推進員同士の交流



⑤ 区民まつりなどイベント参加

地域イベントで選挙啓発ブースを出展するなど、楽しみながら啓発活動を行います。

●区民まつりへの参加

●啓発コーナーの運営

●子どもから大人まで幅広い世代への PR



こんな方におすすめ

☑地域活動に参加したい

☑新しい仲間づくりをしたい

☑社会に役立つ活動をしたい

☑選挙や政治について学びたい

推進員の声

選挙の仕組みを学びながら社会貢献ができます

選挙啓発やイベントを通じて地域の方とのつながりが広がりました

栄区明るい選挙推進協議会事務局
（栄区役所総務課統計選挙係内）
電話　045-894-8315
E-mail　sa-toukei@city.yokohama.lg.jp



特別な知識や経験は必要ありません。まずはお気軽にお問い合わせください。

栄区明るい選挙推進協議会推進員推薦書（第21期）

令和　　年　　月　　日

栄区明るい選挙推進協議会の推進員を次のとおり推薦します。
（推進員）

※推薦人数は、『各自治会・町内会』から『1名』以上お願いします。

	氏名（フリガナ）	住所	電話番号	役職等
1		〒 横浜市栄区		
2		〒 横浜市栄区		
3		〒 横浜市栄区		
4		〒 横浜市栄区		

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
□ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

自治会・町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

資料２－５

経　消　第 738 号
令和８年 11 月９日

自治会町内会 会長　各位

横　浜　市　長

令和９・10 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和７・８年度委嘱の方々の任期が令和９年３月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和９・10 年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当　　経済局消費経済課　小山、谷藤、林山
電話　　６７１－２５８４

※推薦についてのご質問は、お住まいの区の地域振興課へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

令和９･10年度横浜市消費生活推進員　推薦の詳細について

１　趣　　旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的とした、横浜市消費生活推進を募集いたします。この募集ついて、自治会･町内会等からの御推薦をお願いするものです。

２　任　　期

・１期２年で市長から委嘱を受けて活動します。
・今回の募集は令和９年４月から令和11年３月までが任期となります。
・再任は２回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、３回以上再任されることができます。

３　消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1)　地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

<table>
<tr><th>活動分類</th><th>内　　容</th><th>実施回数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動</td><td>消費者被害未然防止･拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加</td><td>年2回以上</td></tr>
<tr><td>上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催</td><td rowspan="4">実施回数は任意（地区の実情により実施）</td></tr>
<tr><td>環境に配慮した購買行動の推進</td></tr>
<tr><td>情報紙の発行･回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動</td></tr>
<tr><td>消費者と事業者の交流促進</td><td>商店街・メーカー等との意見交換・懇談会</td></tr>
</table>

(2)　その他

ア　推進員相互の情報交換等
イ　研修への参加
ウ　市が行う消費者行政に対する協力

4　募集対象者

令和９年４月１日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5　推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて栄区役所地域振興課から送付します。

6　推薦書の記入について

御記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和９・10年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7　提出期限及び提出先

令和９年２月19日(金) までに栄区役所地域振興課まで御提出下さい。

なお、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談ください。

8　委　　嘱

令和９年４月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

【お問合せ先】
栄区地域振興課　消費生活推進員担当
住所　〒247-0005　横浜市栄区桂町303-19
電話番号　894-8391　FAX　894-3099
メール　sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

消費生活推進員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

栄区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

<table>
<tr><td>（フリガナ）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>再任・新任の別</td><td>当初委嘱年月（再任者のみ</td><td>令和９年４月１日現在の年齢</td></tr>
<tr><td>再任・新任</td><td>年　　月</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">〒</td><td>（自宅）</td></tr>
<tr><td>（携帯）</td></tr>
<tr><td>メールアドレス※</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合等を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供することはありません。

令和9・10年度

横浜市 消費生活推進員を 募集します

地域の見守りや啓発活動で消費者被害を防ぎましょう！

地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を市長が委嘱します。
昭和56年からの歴史ある制度です。



©YUKI ISHII

横浜市消費生活推進員キャラクター
かしこちゃん

「消費生活推進員制度」横浜市WEBページ

こんなこと、聞いたことありませんか？

- 「分電盤の工事が必要」と言われ、その場で契約してしまった
- 「屋根が壊れているのが見えた」と業者が突然訪問し、工事日程を決めてしまった
- 1回だけのお試しのつもりが、定期購入になっていた
- 賃貸住宅の退去時に請求された金額に納得できない

すべて「消費生活」のトラブルに関することです

消費生活推進員の主な活動

学ぶ
研修や講演会などを通じて、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域での見守りのポイントを学びます

広める
講座や地域イベント、情報紙などを通じて、消費生活に関する知識や情報を地域に広めます

見守る
地域の見守り活動に参加し、消費者被害の未然防止や拡大防止に取り組みます

つなぐ
消費者トラブルの相談ができる「横浜市消費生活総合センター」を周知し、困っている方を相談先につなぎます

募集について

任期	令和9年4月から令和11年3月までの2年間（原則再任は2回まで）
対象	令和9年4月1日現在、18歳以上の方
活動範囲	原則として、お住まいの地区を中心とする連合町内会の範囲

詳細・お問合せ先は別紙をご確認ください。

※本チラシの一部のイラスト作成に生成AIを活用しています。

経済局消費経済課